
欧州特許庁審判部の再編と請求者に与え得る影響

去る6月に開かれた管理理事会の会合で、欧州特許庁（EPO）の加盟国は、審判部の再編に関する特許庁からの提案を採択しました。この結果、再編は2016年7月1日付で有効となります。

この再編の目的の一つとして挙げられているのは、未処理案件を減らし、それによって迅速な裁定を下すことです。これまでの努力にもかかわらず、未処理案件の増加はここ数年、収まる気配をほとんど見せていません。さらにこの改革は、審判部の組織上・管理上の自治独立を促進することも目的としています。

この改革が掲げている目的を達成した場合に、請求者に影響を与える主な変更は、請求手続き期間が短くなることでしょう。この予測される変更は、2016年9月にミラノで開かれたAIPPI大会で欧州特許庁長官によって確認を受けており、利用者に歓迎されることでしょう。実際、2015年に技術審判部において行われた請求の平均期間は、およそ36カ月でした。特に、査定系（すなわち審査）の請求手続きでの裁定には38か月を要し、当事者系（すなわち異議）請求手続きでの裁定には34か月を要していました。